

霧島市学校給食申込書

☐ 新規申請 ☐ 保護者変更 ☐ 支払方法変更

※どれかに「✓」を付けてください

年 月 日

霧島市長 宛

霧島市学校給食の提供を受けるにあたり、裏面の注意事項・承諾事項について確認のうえ下記のとおり申し込みます。

◆保護者（学校給食費負担者）情報

フリガナ				生年月日	年 月 日生	
氏 名						
学校給食の提供を受ける者から見た続柄		電話番号		勤務先		
住所	〒					

◆学校給食の提供を受ける者及び学校給食提供開始希望日

フリガナ				生年月日	年 月 日生	
氏 名						
通学先	小学校・中学校・幼稚園			学年	年	
住所	〒 ※保護者等と同住所の場合は記入不要です					
提供開始希望日	R 年 月 日（年度当初からの場合「4月1日」と記載してください）					

◆学校給食費の納付方法（※小学生については、今後保護者負担が発生した場合に希望する納付方法に✓をつけてください）

選択	納付方法	備 考 欄
☐	①児童手当からの天引き	・児童手当法第21条第1項の規定に基づき、児童手当支給月の納付期限までの学校給食費に充てるものとします。なお、2月に支給される児童手当については3月納付期限までの学校給食費に充てるものとします。 ※「児童手当に係る学校給食費の徴収に関する申出書」を提出していただく必要があります。書類を郵送しますので、学校給食課へご連絡ください。 ※公務員及び児童手当受給者が市外在住の方など、霧島市子育て支援課から児童手当の支給を受けていない方は、この納付方法を利用できません。
☐	②口座振替	・口座振替を利用する金融機関の窓口でお手続きください（通帳と届出印をご用意ください）。 ・口座振替日は毎月25日、再振替日が翌月10日（土日祝日の場合は翌営業日）となります。 ・口座振替手数料は霧島市が負担します。 ・きょうだいと同じ口座から振替をする場合、口座振替の手続きは不要です。その場合、当該きょうだい1名の氏名等を記載してください。（霧島市立の幼稚園・小学校・中学校在籍者に限ります） 【氏名： 現在の学校名・学年： 】
☐	③納付書	・納付期限は5月～翌年3月の末日（12月は28日）。納付期限が土日祝日又は年末年始にあたる場合は翌日です。

裏面もご確認ください

【承諾事項】

- ・ 本申込書をもって、霧島市及び霧島市教育委員会が有する個人情報为学校給食事業の範囲内において、霧島市学校給食課へ提供することに同意します。また、学校給食費に滞納が発生した場合、霧島市が当該債権の回収に必要な範囲内において、個人情報を調査、取得し、関係する組織間で共有することを了承します。
- ・ 霧島市から学校給食費の滞納について説明を求められたときは、その求めに応じます。
- ・ 納付方法が「口座振替」で学校給食費の還付が発生した場合、振替口座に還付金を振り込むことを了承します。
- ・ 納付方法が「児童手当からの天引き」で学校給食費の還付が発生した場合、児童手当の振込口座に還付金を振り込むことを了承します。

【注意事項】

- ・ 本申込書の内容は霧島市立の小学校から中学校を卒業及び市外並びに霧島市立以外の学校へ転校するまで有効です。児童等ごとに記入して提出してください。
- ・ 本申込書の記載事項に変更が生じた場合は、必ず霧島市学校給食課又は学校へご連絡ください。
- ・ 納付方法で口座振替を選択した場合、登録に2～3か月かかります。口座振替開始時期については、後日、「学校給食費の口座振替手続き完了についてのお知らせ」を送付します。それまでの間は納付書で納付してください。

※本申込書に記載された個人情報は、学校給食費の管理目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱います。

霧島市学校給食申込書は
こちらのコードから
電子申請での提出も可能です

